

第四次行革大綱アクションプログラムの取組 委員からの意見・提案に対する回答

項目 No,	委員からの意見・提案等	所管課回答	
No,11 地域協議会と住民自治組織の役割の明確化及び住民自治組織の全市域への設立 No,12 地域協議会のあり方の見直し	住民自治組織に対して、補助金、人的支援、自治センターの庁舎を事務室にするという物的支援と、全部総合すれば非常に大きな投資をしていることから、住民自治組織が十分に機能していればと思っている。 将来的には、地域協議会は発展的に解消して、住民自治組織が役割を担っていくということがいいのではないかと思うがどうか。	市民参加・協働推進課	地域協議会は市の附属機関として上田市地域自治センター条例により設置されており、市長等からの諮問に対する審議・答申や自ら意見を述べるすることができます。 これに対して、住民自治組織は地域住民の自主性により設立されるまちづくり組織として、地域まちづくり計画の策定や実践など、地域課題の解決やまちづくりを担う、地域のつながりや実情に応じた、地区連や小学校区単位を最小範囲とした実働部隊であり、今後において、組織の一層の充実と住民への浸透を図ることが求められます。 どちらも、よりよい地域に向けたまちづくりの推進という目的は同じですが、各々の位置づけや任務には明確な違いがあり、設置単位にも差異があることから、将来に向けたそれぞれの在り方については、実情を踏まえながら研究を重ねてまいります。
No,15 自治会に対して市から依頼する委員、事業の見直しについて	分館の役員をずっとやっている。人権推進と青少年について廃止になることが分館長には全然話がなかった。そのことがということではないが、今度その役は全部分館長のところへ回ってきてしまう。 これから上田市の人口は減り、高齢者だけが増えていく中で、今役員をやらない 30 代の方たちが 50 歳になったとき、自治会をどう回していくのか。場当たりに地域協議会がどうするというだけでなく、行政として自治会をどうしていくのか、地域まちづくりをどうしていくのかを抜本的にどこかで考えてほしい。 自治基本条例を作るときのパブリックコメントでも書いたが、自治会を任意団体ではなく市役所の中できちんと位置付けをしてほしい。結局、任意団体となったが、いやになったらやめてもいいと市役所も考えているのか。ここの位置付けが壊れてしまうと、お祭りや PTA や自治会、地域のことができなくなる。若い方たちに自治会の役員をやりなさいと言っても、有給休暇を取ら	市民参加・協働推進課	自治会は地域住民のもっとも身近なコミュニティ組織として、地域の防犯・防災や環境美化活動など、相互扶助の精神に基づく様々な活動のもと、日々の暮らしは自治会の皆さんの活動によって支えられており、その役割は大変重要です。 自治会運営につきましては、昨年、全自治会長の皆さんにアンケート調査を実施しましたが、生活スタイルの多様化や少子高齢化等により、役員の担い手不足が喫緊の課題となっており、市から依頼する各種委員の選出や、会議等への出席が自治会にとって大きな負担になっているとご指摘がありました。 その結果を受け、市が自治会に依頼する16事業について、庁内関係課で役員の削減に向けた検討を行い、自治会連合会とも協議を重ね、令和5年度の選出から見直しを行っています。 また、自治会からは、役員が回ってくることで、自治会を脱会されて、自治会の存続にも影響が出ているとの切実な相談を受けており、市ではこうした現状を踏まえ、市から依頼する役員の見直しを含め、事業のあり方について検討を不断に行

	<p>ないといけないなどという時点で断られる。会議の持ち方など考え直してほしい。地域自治のあり方ということで抜本的に考えていただき、今の時代に合ったやり方に、項目 11～15「地域内分権による地域の自治の推進と行政との役割分担」というところで全体的に見直してほしい。</p>		<p>ってまいりたいと考えています。コロナ後の新しい時代の自治会についても過去にとらわれず、何を住民が求めているかを常に一緒に考え、役員の皆さんだけが苦勞するという地域にならないよう、相談や困りごとに対する迅速かつ適切な対応に心がけてまいります。</p> <p>加えて、今後における地域内分権の推進において、各主体の役割分担は社会情勢に沿った見直しが必要であると考え、現状における課題の整理を進めてまいります。</p>
<p>No,18 水道事業の広域化の検討について</p>	<p>今、市民の間でもすごく話題になっている。水道事業が成り立つためには、広域化や民営化では解決できないことの方が多いのではないかと思う。財政が大変になっており、住宅ができるたびに新しい水道管を伸ばし、古い水道管はなかなか修理できないと聞いている。</p> <p>そういった部分の本質的な改革が無いと、広域化しても上手くいかないのではと思う。水道局だけでなく横断的に考えないといけない。都市計画の問題だと思うが、庁内横断的に議論しているかお聞きしたい。</p> <p>また、都市計画との兼ね合いが進まない、水道事業はもう持続可能ではないと思うがいかがか。</p>	<p>行政管理課</p>	<p>(庁内横断的な議論について)</p> <p>水道事業の広域化は検討している段階で、広域化してやっていこうということではなく、いろんな可能性を探っている状況で、上下水道局だけでなく、主要な課が検討委員会に入り、進めている状況です。今後、市民の意見を伺いながら、広域化の可否について方向性を見定めていかなければいけないと考えています。水道施設の状況も理解し、管理するための人材の育成も進めていかなければいけない。その点は迅速に対応し、先に進めていきたいということで検討を進めています。</p>
		<p>上水道課</p>	<p>(都市計画との連携について)</p> <p>水道は、地域の発展や市民の生活の質を向上させる上で必要不可欠であり、水道事業と都市計画(用途区域や上田市立地適正化計画などによるまちづくり。以下、「まちづくり」という)は、市民の生活基盤の整備や持続可能な地域環境の構築において、密接な関係を持っております。</p> <p>まちづくりは水道事業の適切な運営によって支えられている、とも言えます。</p> <p>しかし、人口減少社会を迎え(ヒト・カネ)、また、高度経済成長期に整備された多くの施設の老朽化(モノ)など、将来の水道事業の基盤(ヒト・モノ・カネ)がぜい弱となることが見込まれています。</p> <p>このため、官・民・市民など、水道事業を支える体力がまだ充実している今の世代が、子や孫の世代に責任をもって事業を引き継ぐためには、『人口減少社会においても基盤の強化がはかられる持続可能な水道事業とはどうあるべきか』について、</p>

			<p>しっかり考え、それを実行し、形にしていくことが責務である、と考えております。</p> <p>最後に、「意見・提案」の欄にありました「新しい住宅のために伸ばす水道管」は、原則、住宅を建てる方のご負担(原因者負担)で整備するため、水道事業の財政負担となっておりますので、ご承知ください。</p>
No,20 業務システムの標準化について	<p>国が認めたクラウドサーバーを業務システムの一部として自治体を使い、17 分野の行政サービスで利用するというものだと思うが、住民としては地域や住民の実情に配慮したデジタル化を求めたい。専門の方からは、データ移行が非常に煩雑で、国が求める 2025 年に完了というのは難しいのではとお聞きしている。他に、市として、課題に挙げられることをお聞きしたい。</p> <p>また、情報システムの関係は、国主導でやっていて全国一律のものだから、自治体独自の施策を結び付けることにとっても苦勞するのではないかと思うが、その点も課題ではないか。</p>	情報システム課	<p>全国の約 1,700 自治体のシステム移行が令和 6～7 年度の 2 年間に集中し、更に 20 もの業務を標準準拠システムへ移行しなくてはならないことから、システムベンダのリソース不足などが懸念されます。</p> <p>また、これまでは、既存のシステムを各自治体の業務フロー等に合わせ、システムをカスタマイズして利用してきたが、標準準拠システムでは原則カスタマイズが禁止されているため、システムに業務の運用を合わせる必要がある。このため、短期間で、業務の運用の見直しを行う作業が発生することから、職員の業務負担の増加が懸念されます。</p> <p>自治体独自の施策については、標準仕様書に記載のあるものであれば、標準準拠システムで運用が可能であるが、標準化対象外の業務は、別のシステムの構築やツールを利用することが必要になると想定されます。</p>
No,21 ふるさと納税の推進について	<p>県内では飯山市において R5.4.26 から自動販売機を利用したふるさと納税を実施している。</p> <p>下限を 4,000 円としていて、観光客などが食事や買い物をして、これはいいなと思ったところで気軽に自動販売機でふるさと納税として使っていただくことで、非常に手軽にできる。これは、関係人口の拡大や地域産業の振興にも役立つとおもうので、こういった取り組みも検討していただきたい。</p>	移住交流推進課	<p>飯山市の取組みについては、R5.5.31 に現地視察を行い、飯山市担当者から説明を受けた。自動販売機を利用したふるさと納税は導入間もないこともあり、寄附の増進効果は今後の検証となるが、メディアへの露出増加により自治体の PR 効果は高いと拝察いたしました。</p> <p>一般的な自動販売機と異なり、商品を販売機から直接手に取れるものではなく、レシートと商品を引換える窓口が必要であることや、ふるさと納税の返礼品として国で定めた地場産品基準を満たす商品やサービスの提供が必須であることから、地域事業者の協力を得ながら検討を進めてまいります。</p>

<p>No,22 遊休財産等の処分促進</p>	<p>自主財源の確保に向け遊休財産等の処分を促進するというので、処分目標を毎年 3000 万円以上とするという形で書いてある。</p> <p>以前も発言したが、認定外譲与申請、国から無料で払下げを受けた土地(赤線青線)を有効に使っている自治体は、売買して結構お金が入ってくるらしい。実際に上田市でやろうとすると、広報に載せてチームを組んで何人かでやらなければいけないと思うが、ただでもらった土地を売るので、上田市にお金が入ってくる。これを積極的にやってほしい。塩漬けの土地は相手がいなくて買ってくれないが、この赤線青線は普通の家の下にいっぱい入っている。チームを組んだり測量したりの手間が大変かもしれないが、路線価などで売れば良いので、測量代などはすぐに出てくると思う。ぜひ積極的にやってほしい。</p>	<p>財産活用課</p>	<p>現況で機能しておらず、今後も機能を回復する必要のないことを確認できた法定外公共物(赤線や青線など)については、自治会、隣接地所有者といった関係者の同意を得たうえで用途廃止(払い下げ)申請することができます。</p> <p>当市におきましても、必要に応じ払い下げを行い、過去3年間では次のとおりの実績となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 22件 19,516,137円 ・令和3年度 21件 7,393,636円 ・令和4年度 27件 19,712,576円 <p>なお、申請には書類や図面の作成・調査等を要することから、一般的に土地家屋調査士など専門家に依頼する必要がありますが、申請手続きに関わるこれらの経費は、「申請者の負担」となります。</p> <p>また、令和6年4月1日から相続登記が義務化される制度がスタートすることになっていることから、相続登記と併せ、家の下に入り込んだ法定外公共物(赤線や青線など)についても、これを解消する動きが進むことも見込まれるところですが、単に払い下げのみならず、機能の付け替えや土地の交換といったことが必要になる場合もあることから、法定外公共物(赤線や青線など)の積極的な払い下げの推進に関しましては、これらを管理する担当課(主に管理課や農地整備課)の考え方も尊重しながら検討していくことが必要になると考えております。</p>
<p>No,29 公立大学法人長野大学の改革促進</p>	<p>塩田に住んでおり、地域協議会でも市へ要望を出したこともありとても気になっている。</p> <p>改革の概要に持続可能な財政基盤の構築とある。実績には学部学科の再編や運営交付金等を適正に処理したという記載はあるが、財政収支が当初の目標に対してどうなったかという記述が無い。</p> <p>公立化の前に一番問題としたのは財政収支である。赤字になれば市が100%負担するという事になっていった。この点が、実際に当初の計算していた収支と比較してどうなったかということは実績に書くべきである。市民が一番心配する点だと思う。担当課に要望としてあげてほしい。</p>	<p>学園都市推進室</p>	<p>長野大学の財政収支は、適正に処理された運営費交付金を含む収入の中で毎年運営をしています。</p> <p>なお、長野大学第1期中期目標期間(平成29年度～令和4年度)の決算状況と公立化前市民懇談会で示したシミュレーションとの比較では、特に支出がシミュレーションを大きく下回っており、公立化後、大学の支出抑制の取組が奏功していると考えられます。また、国の交付税で措置される運営費交付金についても、実績がシミュレーションを上回っており、収支については、この6年間は毎年黒字となっております。</p>

<p>Np,38 施設維持管理費の縮減について</p>	<p>歳出の削減を図るために統一をしたいという方針で動いていると思うが、歳入についてはどのようにお考えか。例えば、合併の際、真田地域では都市計画税は徴収しないというかたちになっているが、今後統一を進めていく考えがあるか。</p>	<p>行政管理課</p> <p>(歳入について) 歳入については、人口減になるので、人口を増やすこともそうだが、関係人口や交流人口を増やしながら税収の確保を進めていきたいと考えております。</p>
		<p>都市計画課</p> <p>(真田・武石地区の都市計画区域の設定について) まず、都市計画区域の設定と都市計画税の課税については、同一のものではなく、区域設定のあり方や課税の公平性をそれぞれ慎重に検討し、個別に対応していくものになります。 都市計画区域につきましては、上田市・丸子町・真田町・武石村の合併を機に真田・武石地域の都市計画区域への編入も一案として、それぞれの地域と議論や研究をしております。しかし、両地域とも新たな都市施設整備の課題がなく開発圧力も小さいなど区域設定のメリットが明確でないことから、最終的には当時の上田都市計画区域と丸子都市計画区域の併合に至った経緯があります。このことから、当面の間は現状の都市計画区域とする方針です。 なお、都市計画税につきましては、都市施設整備に充てる目的税であるため、道路や公園、下水道など整備するものがあつた上で、その財源として徴収するものとなります。</p>